

父親の育児参加啓発事業実施要領

1 目的

将来の社会を築く子どもを、心身ともに健やかに産み育てる家庭環境づくりの事業として、父親に対し母性及び乳幼児についての知識向上を促し、育児への参加啓発を行う。また、参加者同士の交流や仲間づくりを行うことで、妊娠期から地域に身近な相談・交流相手を確保し、不安や悩みの解消を図ることを目的とする。

2 実施主体

大阪市

ただし、大阪市から委託された事業者が実施する。

3 実施対象者

大阪市内に居住する妊娠 26 週 5 日から 31 週 5 日の初妊婦及びその夫、または育児支援者等

4 実施場所

交通利便のよい公共施設等

5 実施回数

概ね月 2 回。1 回につき参加は 36 組程度。

6 実施内容

「プレパパ・ママの育児セミナー」を、利用料を無料とし実施する。

内容については、多様な手法と媒体を用いて父親の育児参加を促すものとする。

また、個別相談の実施や参加者同士が交流し、不安や悩みの解消及び仲間づくりができるものであることとする。

7 その他

風水害・地震等の非常変災時の対応については、別添「父親の育児参加啓発事業にかかる風水害、地震等の非常変災時の対応について」によることとする。

8 実施時期

平成 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

本要領は平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

本要領は平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

本要領は平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

本要領は平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

本要領は平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

本要領は平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

本要領は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

本要領は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

本要領は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

本要領は平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

本要領は平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

本要領は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

本要領は令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

本要領は令和 6 年 6 月 1 日から適用する。

父親の育児参加啓発事業にかかる風水害、地震等の非常変災時の対応について

1. 午前の部においては事業開始日の午前 7 時 00 分の時点で、午後の部においては午前 11 時 00 分の時点で「暴風警報」「特別警報」が発令されているときは、事業を中止または延期する。
 - (1) 事業の中止または延期について、こども青少年局子育て支援部管理課（母子保健）（以下、「母子保健担当」という。）と事業受託者は事前に連携を密にはかることとする。
 - (2) 中止または延期の周知については、事業受託者が文書または電話等で速やかに対象者へ行うこととする。
2. 暴風警報以外の警報（例えば「大雨警報」等）の発令については、状況により担当課長の判断により事業を中止または延期する。
 - (1) 事業の中止または延期については、参加する対象者の健康等を鑑み、可能な限り午前の部においては事業開始日の午前 7 時 00 分までに、午後の部においては午前 11 時 00 分までに判断することとする。
 - (2) 事業の中止または延期を決定した場合、母子保健担当は速やかに事業受託者へ連絡し、必要な措置を講ずることとする。
3. 地震等により、午前の部においては事業開始日の午前 7 時 00 分の時点で、午後の部においては午前 11 時 00 分の時点で J R 環状線・OsakaMetro の双方が全面運休している場合は事業を中止または延期する。
 - (1) 事業の中止または延期について、母子保健担当と事業受託者は事前に連携を密にはかることとする。
 - (2) 中止または延期の周知については、事業受託者が文書または電話等で速やかに対象者へ行うこととする。
4. その他、不測の事態等により事業実施が困難であると担当課長が判断した場合は事業を中止または延期することができる。

※なお、対象の地域については平成 14 年 3 月 1 日より気象庁により細分化されている大阪府の「大阪市」に関する警報に従うこととする。